

国立病院の機能強化を求める意見書

戦後最悪といえる新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、感染症対策のみならず、日本の医療体制の脆弱さが浮き彫りとなった。新型コロナウイルスに感染しても、受け入れる病院・病床・スタッフの不足等、医療体制の逼迫した状態が続き、療養施設や自宅待機を余儀なくされ、医療が必要にもかかわらず入院できぬまま亡くなるという痛ましい事例も相次いだ。まさに、「医療崩壊」の危機に直面する事態となった。さらに、2024年1月に発生した能登半島地震など、頻発する災害発生時の医療体制の強化も求められている。

独立行政法人国立病院機構帯広病院（以下「国立帯広病院」という。）においても慢性的な人員不足が問題となっており、国の要請で新興感染症の流行や災害発生時などの有事の際、派遣要請に対応することで看護師をはじめとした医療従事者が不足し、入院患者のケアに影響を及ぼした。セーフティー医療である重症心身障がい児病棟では、新型コロナワクチン接種会場への派遣等により、入浴や療育活動ができず、食事や排せつ介助などの日常生活上の援助で精いっぱいとなり、患者の心の充足を図ることができなくなった。

道東では唯一、国立帯広病院は重症心身障がい児が長期入院し医療処置を受けられる施設となっており、釧路市には長期療養型の施設はなく、現在、在宅療養している方たちが重症化した場合、国立帯広病院が入院・療養の拠点となることが考えられる。国立帯広病院を含め道内の国立病院はセーフティー医療の最後のとりでであり、その医療体制や環境こそが、現在、在宅療養している方たちの未来でもある。

国民の命と健康を守るのは国の責務である。そのためにも、全都道府県にネットワークを持つ独立行政法人国立病院機構病院（以下「国立病院」という。）が、新興感染症対策など採算の取れないセーフティーネット系医療において中心的役割を果たせるよう機能強化することが、地域医療を守り、充実させることにつながる。

2024年第213回国会では「国立病院の機能強化に関する請願」が衆議院本会議において全会一致で採択された。

よって、国においては、国立病院を機能強化し、日本国憲法第25条に保障された国民の生存権及び国の社会的使命を果たすよう、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 国民の命を守るセーフティーネットとしての役割を確実に果たし、地域医療の充実を図るため、国立病院を機能強化すること。
- 2 全国ネットワークを生かし、国立病院が新興感染症や災害医療対策において十分な役割を發揮できるよう対策を講じること。
- 3 第213回国会での請願採択を踏まえ、具体的対策を講じるとともに、運営交付金を再開すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月17日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

} 宛